

授業科目名	家族法 Family Law
授業科目群	法律基本科目
標準学年	1年次
必修・選択の区別	必修
開講学期	前期
開講曜日・時限	水曜日・1時限
単位数	2単位
担当教員名	小池 泰 (Koike Yasushi)
授業の目的	共通到達目標モデル(第二次案)民法(http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/index.html)の要求する、家族法に関する基本的知識を修得すること。
履修条件	特になし。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	親族法・相続法に関する基礎的な事項につき、授業計画に従って講義する。 第1回から第3回までは、学修の仕方に関する基本的指導も行う。
	This course covers Book IV and V of the Japanese Civil Code. Book IV deals with Family Law (marriage and divorce, parents and children, adoption, guardianship and family support). Book V deals with the Law of Succession (successors, effect of succession, separation of property, will and legally secured portions)
授業計画	<p>第1回 相続法概観、相続の開始、相続資格 ※教科書を読む(内田323~344頁、LQ218~248)</p> <p>第2回 相続人の選択 ※判例を読む(最判昭和59・4・27民集38巻6号698頁:百選75事件)</p> <p>第3回 相続財産、遺産共有の法律関係</p> <p>第4回 相続分、遺産分割 小テスト①(出題範囲については、事前学習の項を参照)</p> <p>第5回 遺言の成立・解釈</p> <p>第6回 遺言の効力・執行</p> <p>第7回 遺留分・遺留分減殺請求権</p> <p>第8回 小テスト②</p> <p>第9回 親族法概観、婚姻の成立・内容</p> <p>第10回 離婚の成立</p> <p>第11回 離婚の効果、婚外関係 小テスト③</p> <p>第12回 実親子関係の成立</p> <p>第13回 養親子関係の成立</p> <p>第14回 親子関係の内容</p> <p>第15回 後見、扶養など</p>
授業の進め方	事前に配布するレジュメについて、質疑応答を行う。
教科書及び参考図書等	教科書、前田陽一・本山敦・浦野由紀子『リーガルクエスト民法Ⅵ第3版』または内田貴『民法Ⅳ補訂版』を指定する(なお、いずれも近々改訂される可能性がある)。参考書としては、『民法法判例百選Ⅲ』と窪田充見・佐久間毅・沖野眞巳編『民法演習ノートⅢ家族法』を挙げておく。
試験・成績評価等	12回以上出席した者について、講義における発言等(10%)・小テスト(3回、30%)及び定期試験(60%)によって得られた成績を基礎に、水準に達していると判断した者について相対評価を行う。

事前学習	事前に示された予習範囲について、基本書・参考図書などの該当箇所を読んでくること。 ※初回の講義までに、TKC「基礎力確認テスト 民法 第5編相続」の第1章・4章の問題に目を通しておくこと。小テスト①では、同第1～4章の中から30問を出題する。
課題レポート等	予定していない。
オフィスアワー	月曜日 16:35～17:35
その他	